

三ツ星及び五ツ星お米マイスター認定制度に関する規約

一般財団法人日本米穀商連合会

〈目的〉

第1条 一般財団法人日本米穀商連合会(以下「**本会**」という。)は、定款第4条第1項に定める「米穀販売業等の専門知識・技能の向上に関する資格事業」の一環として、「お米マイスター認定講座」(以下「**認定講座**」という。)及び「お米マイスター認定試験」(以下「**認定試験**」という。)を実施し、一定基準を超えた者には「お米マイスター」として認定し、米穀販売業等の資質向上を図るため規約を定める。

〈定義〉

第2条 お米マイスターとは、お米に関する幅広い知識を持ち、米の特性(品種特性、精米特性、ブレンド特性、炊飯特性)を見極めることができ、その米の特長を最大限に活かした「商品づくり」を行い、その米の良さを消費者との対話を通じて伝えることができる者。

〈認定講座及び認定試験の内容・費用〉

第3条 認定講座及び認定試験の内容・費用については、実施要領で定めるものとする。

〈認定講座及び認定試験の実施機関〉

第4条 認定講座及び認定試験の事務は、本会が団体会員の協力を得て実施するものとする。

〈認定講座及び認定試験の申込の資格〉

第5条 認定講座及び認定試験の申込の資格については、実施要領で定めるものとする。

〈認定試験の実施〉

第6条 認定試験の実施については、実施要領で定めるものとする。

〈合格者の決定〉

第7条 本会は、認定試験において、一定の基準を超えた者を「お米マイスター」として認定するものとする。この場合の基準については、試験開始前に本会理事会においてあらかじめ決定するものとする。

〈登録〉

第8条 本会は、「お米マイスター台帳」を作成し、認定した「お米マイスター」の氏名、住所、更新期限その他の事項を登録するものとする。

〈登録の有効期間〉

第9条 お米マイスターの有効期間は原則として3年とする。ただし、その有効期間は、第10条により更新することができるものとする。

〈登録の更新〉

第10条 お米マイスターは、認定の更新を受けようとするときは、本会の理事長が指定する講習を受講しなければならないものとする。

〈認定の取り消し〉

第11条 お米マイスターとして下記の事項の一に該当する時は、登録を取り消すこととする。

① 実施要領に定める申込資格を喪失した場合

② 食糧法及び食品表示法等の法律に違反し、氏名の公表等をされた場合

③ 本規約、実施要領及び倫理規程に違反した場合

なお、上記3項目に該当した場合でも、実施要領に定める手続きにより、認定の継続を行うことが出来るものとする。

〈マークの商標登録〉

第12条 本会は、お米マイスターのマークを商標登録する。なお、本マークを使用するときは本会の承諾を得なければならないものとする。

2 本会が、認定の取り消しを行った場合は、「お米マイスター認定之証」等マークを使用した資材の掲示はできないものとする。

〈その他〉

第13条 その他必要な事項は、実施要領で定めるものとする。

〈付則〉

本規約は、令和元年5月1日より制定する

三ツ星及び五ツ星お米マイスター認定事業実施要領

一般財団法人日本米穀商連合会

1. 目的

本実施要領は、お米マイスター認定制度に関する規約に基づき、定めるものとする。

2. 業務運営の基本方針

本会は、この実施要領に基づき、事業の円滑な推進を図ることを目的として、関係機関との緊密な連絡のもとに、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

3. お米マイスターの種類

お米マイスターの種類は、次の2種類とする。

①三ツ星お米マイスター

②五ツ星お米マイスター

4. お米マイスター認定講座及び認定試験

本会は、お米マイスターの認定を行なうため三ツ星お米マイスター認定講座及び認定試験(以下「**三ツ星講座**」という。)並びに五ツ星お米マイスター認定試験(以下「**五ツ星試験**」という。)を開催するものとする。

5. 申込資格

講座の申込資格は、原則として、米穀小売業の経営者及びその家族、従業員であって、それぞれ下記の全ての事項に該当する者

①三ツ星お米マイスターの場合

ア)米穀小売業に5年以上従事されている者
イ)本会一般会員及び団体会員に加入する小売店の経営者又は当該店に勤務する者(但し、上記ア)、イ)の条件を満たさない場合でも、満たせない事情等を勘案した上で、理事長が特に認めることができるものとする。

②五ツ星お米マイスターの場合

三ツ星お米マイスター取得者とする。

6. 講座の申込費用

①三ツ星講座の申込費用は、申込者1名当たり、12,000円とする。

②五ツ星試験の受験費用は、申込者1名当たり、85,000円とする。

7. 講座及び試験の申込方法

① 三ツ星講座へ申込みを希望する者は、本会所定の講座申込書に必要事項を記入した上で、本会又は本会団体会員へ提出するものとする。

なお、5の申込資格における理事長が特に認めた者については、当該申込者が営業する区域の団体会員の了承を得て、受付を行なうものとする。

② 五ツ星試験への申込を希望する者は、本会所定の試験申請書に必要事項を記入した上で、本会へ提出するものとする。

8. 三ツ星講座及び試験の内容

本会は、次の講座内容について、申込者に対し、専門家による講習を行なうものとする。また、講習にあたっては、講座テキストを申込者に対して事前(概ね30日前)に送付し、予め学習させておくものとする。

〈講座の内容〉

- | | |
|---------|---------|
| ①米の品種 | ②精米技術 |
| ③米の保管技術 | ④炊飯技術 |
| ⑤接客マナー | ⑥精米表示制度 |
| ⑦食品衛生 | ⑧その他 |

また、本会は、認定講座を受講した者を対象にテキスト及び講習内容に基づいた三ツ星お米マイスター認定試験を実施するものとする。

9. 五ツ星試験の内容

本会は、次の項目について、申込者に対し、専門家による試験を行うものとする。

〈試験の内容〉

- | | |
|---------|-------|
| ①精米技術 | ②玄米鑑定 |
| ③米穀商品説明 | ④炊飯技術 |
| ⑤食味官能評価 | |

10. お米マイスター認定

本会は、8又は9の認定試験において、合格基準を超えた者を三ツ星又は五ツ星お米マイスターとして認定するものとする。この場合、合格基準は、講座開催前に本会理事会において決定するものとする。

11. 認定の変更又は継続

お米マイスター取得者は、申込書に記載した項目等に変更があった場合には、変更から30日以内に本会に届け出るものとする。

また、規約第11条の認定取消項目に該当する事態が発生した場合には、速やかに本会に届け出るものとし、申込資格を満たす別店舗への移籍等によりお米マイスター認定継続を希望する場合は、あらかじめ本会の承認を受けるものとする。

なお、予め承認を受けなかった場合については、規約第11条による認定取消を行うこととする。

12. その他

本実施規程に定めのない事項については、本会理事会により決定するものとする。

〈付則〉

本実施要領は、令和元年5月1日より制定する

お米マイスター資格取得者等倫理規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、お米マイスター資格取得者の倫理に関する必要な事項を定めることにより、すべての資格取得者等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する体制(以下「倫理体制」という。)を確立し、もってお米マイスター事業の適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「倫理」とは、法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

2 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令(告示、通知を含む。)、条例並びに会則、自主行動基準及び各種規程、業界自主規制並びにこれらに関連する通知等明確に文章化された社会ルールをいう。

3 この規程において「資格取得者等」とは、お米マイスター資格取得者、取得者を雇用する経営者、役員及び職員をいう。

(資格取得者等の責務)

第3条 資格取得者等は、業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 資格取得者等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それを活かし、業務活動を発展させることにより、部会会則に定める目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

第2章 基本方針及び組織

(基本方針等)

第4条 本会は、資格取得者等の倫理体制を確立するため、倫理の基本方針(以下「基本方針」という。)及び倫理行動規範(以下「行動規範」という。)その他の重要事項を決定するため、有識者等からなる倫理に関する指導委員会(以下「倫理委員会」という)を設置する。

2 本会理事会は、倫理委員会の意見に基づき、上記「基本方針」「行動規範」を定める。

3 倫理委員会は、倫理・コンプライアンスに関する知見

を有する大学教授等、消費者団体、報道関係者等及び部会役員により構成する。

また、必要に応じて所管官庁の担当者に意見を求めることとする。

(倫理責任者)

第5条 本会理事会は、倫理体制を推進し資格取得者等の適切な経営が図られるよう、部会役員のうち一名を倫理責任者(以下「責任者」という。)として指名する。

2 責任者は、倫理委員会の委員となる。

3 責任者は、第4条に規定する倫理基本方針を適切に実施し、倫理に関する状況の把握、法令情報の収集・情報提供等への適切な対応等を行い、本会理事者に報告しなければならない。

第3章 倫理の推進

(倫理推進の年次計画)

第6条 本会理事会は、倫理体制を推進するため年度初めに倫理推進に関する当該年度の推進計画(以下「年次計画」という。)を定め、年次計画に基づき倫理推進活動を行うこととする。

(法令情報の収集・提供)

第7条 本会理事会は、法令等の制定又は改廃の動向の把握に努め、有用な情報を提供しなければならない。

2 本会理事会は、他の資格取得者にも有用と思われる情報を取得したときは、情報の共有に努めなければならない。

3 本会理事会は、収集した情報を適切に管理し、内容を分析し、法令等違反行為の未然防止又は再発防止を含む倫理の改善に役立てなければならない。

(研修及び情報提供)

第8条 本会理事会は、倫理体制を徹底するため、基本方針及び年次計画に沿って資格取得者等を対象とした法令に関する基礎研修又は情報提供を実施するものとする。

(倫理違反行為の処理)

第9条 取得者等に倫理違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係の情報収集に努め、その事実が法令上の違反行為に該当するか検証し、必要な場合には速やかに資格の取消措置を講ずる等

適切に対処しなければならない。

(違反行為による登録取消)

第10条 本会理事会は、第9条に該当する取得者等に対し、お米マイスター資格取消等の処分を科すことができる。

(1) 法令違反により監督官庁による氏名の公表がなされた場合

(2) 不適切な品質管理上等の問題により、消費者に対し多大な不利益を与えた場合

(3) その他、社会的な疑義を受ける等お米マイスター制度に対する社会的信頼を著しく失墜させると認められる場合

(法令等の遵守)

第11条 本会役員等は、業務活動又は経理事務の執行等に当たり、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 本会役員等は、計画・立案、申請、実施、報告等の業務活動又は経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、業務活動等で得たデータ等の記録保存及び厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為等を行ってはならない。

(記録等の管理)

第12条 本会理事会は、倫理に関する記録又は文書の種類、作成の要否、保管場所、保管期間、廃止方法等の倫理に関する記録又は文書を管理しなければならない。

第4章 監査及び規程の見直し

(監査)

第13条 本会理事会は、少なくとも毎年1回、基本方針、行動規範等の内容及び年次計画の推進状況について検証を行わなければならない。

(規程の見直し)

第14条 本規程は、本会理事会の決定により変更することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

【基本方針】

この基本方針は、一般財団法人日本米穀商連合会が定めた倫理規程に基づき、基本的な方針をまとめたものである。

本会は、お米マイスター取得者が、日本の食生活の根幹食材(主食)であるお米を取扱う者として、消費者に高品質なお米を提供することで日本の良質米づくりを守ることを基本とし、お米マイスターが、仕入先である生産者等並びに販売先である消費者に対して、法令遵守のもとで、社会的ルールにのっとった公正且つ誠実な商取引を行い、自らの知識、経験、技能を駆使して、高品質の商品とサービスの提供並びに情報提供を行うことを推進し、支援を行う。

I) 社会及びお客様への信頼の向上

本会は、お米マイスターが社会から広く認知、信頼されるため、ホームページやメディア等を通じて広くお米マイスターの姿勢等に関する情報を提供することとし、お客様から信頼される「安心して購入できるお米マイスターのいるお店」(「認定お米マイスターショップ」と称する)の普及を目指します。

II) 米穀に関する知識・技術の向上

本会は、お米マイスターが、米穀の専門家としての知識や技能を向上させるために技能講習会の開催並びに情報の共有等を定期的に実施する。

III) 高品質の商品づくりと情報提供

本会は、お米マイスターがお客様のニーズに沿った高品質の商品を提供するために、商品の情報提供を行うための資料を制作し、推進を図ります。

IV) 地域への貢献とお米の普及・啓発活動

本会は、お米マイスターが社会的貢献事業として、お米・ご飯の素晴らしさ(自然環境を守る水田の機能性やごはん食の健康への効用など)に関する普及・啓発活動を行うための支援を行います。

V) 法令や社会ルールに関する指導・情報提供

本会は、お米マイスターが、法令や社会的ルールを遵守するための情報提供や情報収集に努め、仮にお米マイスターに違反の恐れがある場合は、速やかに改善警告又は資格取消の措置を講じます。

一般財団法人日本米穀商連合会

認定お米マイスターショップの行動規範

前文

私たち認定お米マイスターショップは、日本の食生活の根幹食材(主食)であるお米を取り扱う者として、日本の良質米づくりを応援し、仕入先である生産者等並びに販売先である消費者に対して、公正且つ誠実な商取引を行い、更に自らの知識、経験、技能をもって、高品質の商品づくりとサービスを提供することに最大の努力を行うこととします。

また、認定お米マイスターショップとして本規範の趣旨及び目的を十分理解し、良識に従い、責任ある行動をとることを約します。

1) 良質の商品提供

私達は、お客様の求める良質の商品を提供することを第一とし、商品の必要かつ十分な品質管理に最大限の注意を払います。

2) 知識・技術の向上

私達は、米穀の専門的知識を有する専門家として、普段からお米に関する情報収集や研究に努め、知識や技能を向上させます。

3) 社会及びお客様への行動

私達は、お客様との信頼関係に支えられていることを肝に銘じ、常にお客様の立場にたって考え、お客様の信頼に応える公正な企業活動を行います。

4) 日本のお米文化の素晴らしさの普及

私達は、ごはんを中心とした日本型食生活が日本人にとって健康的な食事であることを理解し、お米の素晴らしさを未来へ繋ぐための活動を行います。

5) 法令と社会ルールの遵守

私達は、高い倫理感にもとづいて法令と社会ルールを遵守した正しい企業行動をとります。

認定ショップ

お米マイスター

(他 名)

この行動規範は、お米マイスター全国ネットワークが定めた基本方針に基づき、認定お米マイスターショップ自らが遵守すべき基本的な行動規範を掲げたものである。なお、認定お米マイスターショップとは、一般財団法人日本米穀商連合会が定める倫理規程及び基本方針の対象となる「お米マイスターのいる商店・企業」に対し、定めた名称である。